

令和 4 年 11 月 21 日

各地区連合町内会  
自治会町内会長 様

横浜市水道局  
菊名水道事務所長 山口 達也

水道メーター検針等の受託事業者の変更について

平素より、横浜市水道事業に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 1 月 1 日から港北区における水道メーター検針業務及び料金整理業務の受託事業者が、株式会社トーエルから株式会社宅配横浜に変更となります。

つきましては、【別紙】の内容について、各自治会・町内会の皆様に周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

担当 菊名水道事務所  
原田、植村、齊藤  
TEL 531-3659  
(受付時間：平日 8：45～17：00)

港北区のお客さまへ

## 水道メーター検針等の受託事業者の変更について

平素より、横浜市水道事業に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、港北区において、令和5年1月1日から、水道メーター検針業務、料金整理業務及び引越し等に伴う水道ご使用開始業務を履行する事業者が、「株式会社トーエル」から「株式会社宅配横浜」に変更となります。

引き続き、お客さまサービスの向上に努めてまいりますので、お客さまの御理解と御協力をお願いいたします。

令和4年11月



株式会社宅配横浜 ユニホーム

※ 受託事業者は、水道局が貸与した「腕章」を身に付けています。

【お問合せ先】 横浜市水道局お客さまサービスセンター

☎ : 8 4 7 - 6 2 6 2 / Fax : 8 4 8 - 4 2 8 1